

横須賀市人権施策推進指針

～ 市民一人ひとりが
かけがえのない個人として
尊重される社会を目指して ～

横 須 賀 市

平成21年1月26日策定

はじめに

社会において、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され暮らしていけることは、すべての市民の願いです。

平成19年(2007年)2月、横須賀市は、市制100周年記念式典において「横須賀市人権都市宣言」を行い、自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するための努力をすることを明らかにしました。「横須賀市人権施策推進指針」は、この宣言に込められた人権尊重の理念に基づき、今後の人権施策をより確実に進めていくための道しるべとして策定しました。

20世紀は、悲惨な二つの世界大戦を経験したことから、「戦争の世紀」とも言われています。この反省を踏まえて、国際連合を中心に、21世紀を「人権の世紀」とすべく、さまざまな取り組みがなされてきました。

しかし、私たちの身近なところに目を向けてみると、学校でのいじめ、インターネット上の差別や中傷、児童、高齢者、障害者への虐待など、悲しい出来事に触れる機会が多くあります。社会全体で、人権の大切さをますます認識すべきと考えます。

かけがえのない人権をまもっていくためには、私たち一人ひとりが、日ごろから、自分の意見を主張するだけにとどまらず、他人を思いやり、他人の意見を聞きながら、より良い社会を築いていこうとする気持ちを持ち続け、人権尊重の意識を養っていかなければなりません。

昨年は、国際連合が「世界人権宣言」を行ってからちょうど60年が経過したことから、その記念行事が国内外で開催され、本市においてもさまざまな行事を行いました。

このような節目のときを経て、この指針を策定し、人権擁護のための新たな一歩を踏み出し得たことは、非常に意義のあることと感じております。

今後は、この指針に基づいてさまざまな人権施策を推進し、真の人権都市の実現に向け、たゆまぬ努力を続けてまいります。

平成21年(2009年)6月
横須賀市長

目 次

	ページ
第1章 人権施策推進指針の策定にあたって	1
1 人権を取り巻く動向	1
(1) 人権の成り立ちと意義	1
(2) 国内外の動向	1
2 指針策定の趣旨	2
(1) 人権施策推進の背景	2
(2) 人権施策推進指針策定のための取り組み	2
(3) 指針の性格	3
第2章 基本理念(人権都市宣言)	4
第3章 人権施策推進の基本的な方向	5
1 施策共通の基本的方向	5
(1) 人権教育・啓発の推進	5
(2) 相談体制の充実	5
(3) 市民や関係機関との連携の推進	5
(4) 人権尊重の視点に立った行政の推進	5
2 分野別課題解決への基本的方向	6
(1) 男女共同参画	6
(2) 子ども	8
(3) 高齢者	10
(4) 障害者	12
(5) 同和問題	14
(6) 外国籍市民	15
(7) 患者等	17
(8) その他の人権課題	19
第4章 今後の人権施策推進に向けて	22
資料編	24

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

1 人権を取り巻く動向

(1) 人権の成り立ちと意義

「人権」（基本的人権）という言葉は、誰でも聞いたことがあると思います。しかし、友達や家族の間の日常的な会話でこの言葉が使われることは、ほとんどないかもしれません。人権は、私たちにとってとても大切なものです。にもかかわらず、人権は傷つきやすく、もろいものです。そのため、自分たちの人権をまもるためにには、人権の歴史、人権の意味、人権の価値を正確に理解することが必要です。

人権は、日本国憲法第97条が明記しているように、文書で確認された自由や権利ということで言えば、1215年のマグナ・カルタ(イギリス)^{*}に始まる「人類の多年にわたる自由獲得の努力」の成果です。このような努力の結果、「自由は人間の本質そのものである」とか、「奪うことができないという点において、自由は人間に固有のものである」と考えられるようになりました。

人権は、誰から与えられるものではありません。人権は、すべての人が生まれながらにして、等しく有しているものです。自分一人だけではなく、すべての人がそれぞれ人権を有しています。従って、人権は、「自分だけよければよい」ということを意味する権利ではありません。人権の保障にとっての第一歩は、それぞれが互いに「かけがえのない個人」であることを認め、尊重し合うことです。

人権は、理念としては「侵すことのできない」(日本国憲法第11条、97条)権利ですが、実際には、制約されることがあります。ある人の人権と他の人の人権が衝突することがあります。その場合には、両者の調整が必要になります。どのような調整ならばよいのか、個別的・具体的に考えなければなりません。また、安全や秩序の維持などの理由で、人権が制限されることもあります。そのような場合には、制限する目的や規制する手段の妥当性を考えなければなりません。人権に対する制約は、他人事ではないのです。

(2) 国内外の動向

人権として保障される権利は、歴史の進展の中で拡大してきました。人間が人間らしく生きるために、自由権や平等権ばかりでなく、参政権や社会権も権利として保障されるようになりました。昭和21年(1946年)に制定された日本国憲法は、第三章「国民の権利及び義務」で多くの権利を保障しています。しかし、その後の社会の進展の中で、憲法に書かれていない権利(これを「新しい人権」と呼んでいます)も、人間らしく生きるために必要な権利であると認められるようになりました。その代表的な例が、プライバシーの権利です。

第二次世界大戦後は、人権は国際社会においても保障されています。世界人権宣言(昭和23年(1948年))、人種差別撤廃条約(同40年(1965年))、国際人権規約(同41年(1966年))、女性差別撤廃条約(同54年(1979年))、子どもの権利条約(平成元年(1989年))、強制失踪条約(同18年(2006年))、障害者の権利に関する条約(同18年(2006年))など、多くの人権に関する条約等が採択され、発効しています。

2 指針策定の趣旨

(1) 人権施策推進の背景

日本国憲法において、公務員は憲法の尊重擁護の義務を負っています(第99条)。横須賀市の職員も、この「公務員」に含まれます。

地方公共団体の運営は、地方自治法に依拠しています。地方自治法において、地方公共団体の基本的な役割を「住民の福祉の増進を図ること」としており(第1条の2)、国との役割分担として、「住民に身近な行政」が地方公共団体に委ねられています。この役割の遂行において、日本国憲法が「国民に保障する自由及び権利」(憲法第11条)を具体的に保障する責務を負います。

さらに、人権教育、啓発に関しては、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として、「施策を策定し、及び実施する」こととされました。市として進める人権施策は、以上のような法令に依拠し来しています。

これら憲法や法律の趣旨を踏まえ、これまで横須賀市は、人権擁護のためのさまざまな取り組みを進めてきました。

しかし、人権問題がすべて克服されたわけではなく、価値観やライフスタイルの多様化、情報化と国際化の進展、人権意識の高まりなどの社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じたり、表面化したりするようになりました。

これらの問題を解決していくためには、どのような基本的考えに立脚し、どういった道筋で問題を解決していくべきなのか。それを探る新たな取り組みを始めました。

(2) 人権施策推進指針策定のための取り組み

こうしたことを受け横須賀市は、平成13年度(2001年度)から人権関係調査研究事業に着手しました。

まず、学識経験者を人権関係調査研究専門委員に委嘱し、府内プロジェクトチームとともに1年間、検討を行い、人権尊重の理念に基づいた市政を確立するため、人権宣言を行い、引き続き指針の策定を検討することとしました。

平成14年度(2002年度)には、専門委員と関係団体代表者、公募市民による「人権擁護推進懇話会」を設置し、府内プロジェクトチームとの協議、検討が行われた結果、「(仮称)横須賀市人権宣言案」が作成されました。

平成15年度(2003年度)には、広く市民の意見を聞くため、パブリック・コメント手続きを実施し、その後、修正のための検討を経て、平成19年(2007年)2月18日に挙行された「市制施行100周年記念式典」において、市長自ら「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

この動きと並行して、この宣言の理念を具体化するため、人権課題を分野ごとに整理し、人権施策の方向性を示す「横須賀市人権施策推進指針」を策定することとして、そのための諮問機関として、平成18年度(2006年度)、新たに「横須賀市人権懇話会」を設置しました。

新しい懇話会では、横須賀市の人権施策の在り方について、18回にわたる協議が重ねられ、平成20年(2008年)3月に、「横須賀市人権施策推進に関する提言」が取りまとめられました。

平成20年度(2008年度)には、関係課職員11名による庁内プロジェクトチームを発足させ、この提言書を踏まえ、人権施策推進のための指針策定作業を進めました。

(3) 指針の性格

横須賀市は、目指すべき都市像として「国際海の手文化都市」を掲げ、その実現に向け平成9年(1997年)に「横須賀市基本構想」を策定しました。この中で、まちづくり政策の一つとして「健康でやさしい心のふれあうまち」を掲げ、「すべての人々が互いの存在を認め合い、差別を受けることなく、生活できる環境」づくりに取り組んできました。

そして、前述しましたように、横須賀市は、平成19年(2007年)に、人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを表明した「横須賀市人権都市宣言」を行いました。

「横須賀市人権施策推進指針」は、今後の人権施策の推進に当たり、「横須賀市基本構想」に基づいて各分野で進められている施策を人権擁護の視点からとらえ直し、取り組むべき方向性を明らかにして、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づいて、より確実に進めていくための道しるべとして策定するものです。

※ マグナ・カルタ

大憲章と訳される。1215年、イギリスの貴族たちがジョン王の不法な政治に抵抗して承認を強制したもの。恣意的(しいてき)な課税の禁止など、主として封建貴族の権利を再確認したものだが、その中の諸条項が近代になって人民の自由と議会の権利を擁護したものと解釈され、権利請願(1628年)、権利章典(1689年)とともに、イギリス憲法の三大法典と称される。

第2章 基本理念（人権都市宣言）

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日においても、差別や虐待などの人権問題が存在しています。

憲法などにおける人権の保障は、ゴールラインではありません。それらは、現実に人権を保障するためのスタートラインです。この問題意識を踏まえて、「人権都市宣言」は、横須賀市が自治体の責務として人権尊重の理念に基づく市政を推進するために努力することを宣言したものです。

人権都市宣言は、人権が、世代や性などの違いにかかわらず、すべての人に等しく保障される権利であること、そして市民一人ひとりが、かけがえのない存在であることをうたっています。

横須賀市は、人権都市宣言を人権施策推進の基本理念と位置付け、人権都市宣言の精神を具体化し、現実のものとする人権施策を進めていきます。

横須賀市人権都市宣言

人権は、人が人であることに基づいて、当然に保障される権利です。すべての人は、生まれながらにして、等しく人権を有しています。しかしながら、現実には差別や虐待などの人権問題が存在しています。

横須賀市は、子どもから高齢者まで世代を問わず、また性別や国籍を問わず、この地に暮らし、働き、学び、遊ぶ市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重します。

さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない都市をめざして、市民と協働しつつ、人権尊重の理念に基づく市政に取り組むことを宣言します。

平成19年(2007年)2月18日

横須賀市長

第3章 人権施策推進の基本的な方向

1 施策共通の基本的方向

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 学校教育においては、正義感、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむための教育の充実を図ります。
- ② 社会教育においては、生涯学習の観点から人権について学べるような機会の充実に努めます。
- ③ 家庭・地域・職場など、さまざまな場を通じて、市民一人ひとりが、人権についての知識や理解を深められるよう啓発に努めます。
- ④ 市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、福祉・医療関係者などに対しても、人権意識が高まるよう働き掛けに努めます。

(2) 相談体制の充実

- ① 市民が問題の早期解決を図れるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。
- ② 複合的な問題に対応するため、それぞれの相談窓口や関係機関、民間団体などの連携を図り、迅速かつ確実な解決につなげる体制づくりに努めます。
- ③ 相談内容の複雑化などに対応するため、相談に携わる職員の知識習得と応対技術の向上に努めます。

(3) 市民や関係機関との連携の推進

- ① 市民やNPOなどの関係団体、官公署と協働・連携し、問題解決に向けて取り組むよう努めます。
- ② 社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携に努めます。
- ③ 横須賀市だけでは解決できない問題については、国、県などへ積極的な提言・要請を行い、連携を図るよう努めます。

(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進

- ① 個人情報の収集・保管・利用を適正に行い、プライバシーの保護に努めます。
- ② 社会情勢の変化や現状を的確に把握するとともに、複合的な問題についての庁内の連携に努めます。
- ③ より適切に人権施策の推進を図るため、効率的な行財政運営に努めます。
- ④ 職員一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自覚を持って職務遂行に努めます。

2 分野別課題解決への基本的方向

(1) 男女共同参画

～誰もが、性別にかかわらず個人として尊重されるまちづくり～

日本国憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、・・・性別・・・により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しています。

しかしながら、性別に基づく差別を見ると、固定的な性別役割分業意識や社会の慣行は職場や家庭、地域などさまざまな場で根強く残っています。さらには、ドメスティック・バイオレンス^{*1}やセクシュアル・ハラスメント^{*2}によって主として女性が被害を受けるなど、真の男女平等社会の実現には至っていないと言えます。

「男女共同参画社会基本法」は、地方自治体に対し、関係する施策の策定・実施に当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を義務付けています。横須賀市は、これに基づき、平成13年(2001年)12月、「男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、生き生きとした生活ができる社会の実現を目指すため、「男女共同参画の推進を市の主要な施策として、総合的に実施する」ことを、市の責務として位置付けました。

横須賀市は、平成7年(1995年)に「横須賀市女性総合プラン(デュオプランよこすか)」をスタートさせ、これを機に、男女共同参画の推進の拠点施設として「デュオよこすか」を開設しました。また、平成14年(2002年)からは、市役所自らが男女共同参画を推進し、市内事業所のモデルとなるように活動していくための「男女平等モデル事業所づくり計画」を策定しました。現在、これらは、「男女共同参画プラン(第3次)」と「男女共同参画モデル事業所づくり計画2.0」に引き継がれています。

横須賀市は、今後も、女性も男性も人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力し合い、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

① 女性に対するあらゆる暴力の根絶と予防的取り組みを行います。

ドメスティック・バイオレンスは、それが犯罪であるという認識が深まるよう、啓発を進めます。また、職場などのセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を進めます。

② 相談体制の充実と関係機関との連携を図ります。

ドメスティック・バイオレンス相談窓口や、女性のための相談窓口の機能の充実を図ります。また、被害者の早期発見と迅速な救済が図れるよう、関係機関やNPO、地域との連携を深めます。

③ 政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

女性の意見が市政に十分反映されるよう、審議会などの女性委員比率の向上や女性管理職の登用に努めます。また、町内会・自治会などに対しても、女性のリーダーや

役員への登用を働き掛けていきます。

④ 仕事と家庭・地域活動の両立を支援します。

仕事と家庭生活とのバランスが取れ、育児や介護などに男女が互いに協力して取り組めるよう、育児・介護休業制度などの普及・周知に努めます。また、保育などの子育て支援や女性の就業支援の充実を図ります。

⑤ 男女が平等に働くことができる職場環境づくりを促進します。

男女が共に対等なパートナーとして働くことができる職場環境づくりを促進するため、啓発活動を通じて、事業者の理解と協力が得られるよう働き掛けていきます。

⑥ 男女共同参画意識をはぐくむ教育を進めます。

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めていくため、学校や地域社会での男女共同参画意識をはぐくむ教育や学習機会の充実を図ります。

※1 ドメスティック・バイオレンス

配偶者(元)や恋人・婚約者など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力や暴言。

※2 セクシュアル・ハラスメント

性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言葉、身体への不必要的接触、性的関係の強要などが含まれる。

(2) 子ども

～すべての子どもが、安心して安全に育つことができるまちづくり～

いじめや不登校、虐待などが、社会的な問題となって久しくなります。このような問題は、家庭や地域の教育力の低下、地域や社会の連帯意識の希薄化、経済的な問題など、さまざまな社会的要因が重なり合って起こっていると思われます。

いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられた子どもの「教育を受ける権利」を奪うことにはかなりません。

いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けた子どもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。

このように、いじめや虐待は、子どもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。

また、青少年の非行問題、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならない子どもの人権問題です。

横須賀市は、「よこすか子育ち支援計画」・「よこすか青少年プラン」・「よこすか未来人プラン－横須賀市教育基本計画－」を策定し、子どもたちと、子育てに携わっているすべての人たち、次世代を育む親となる人たちに向けた、「子どもの人権」教育や啓発活動、相談事業のほかさまざまな施策を進めています。

子どもたちの健やかな成長は、すべての市民の願いです。横須賀市は、子どもたちが未来に向かって自分らしく大きな夢を抱くことができるよう、さまざまな取り組みを進めていきます。

① 地域における子育て支援と相談の体制の充実を図ります。

子育てに悩みを抱える親の孤立を防ぐため、身近な相談窓口として、地域におけるさまざまな機関と連携し、必要な場所や情報の提供、支援の充実を図ります。

② さまざまな世代に向けて、教育・啓発活動の充実を図ります。

学校教育・社会教育において、子どもを生み育てるとの意義や、子どもと家庭の大切さなどについて理解を深めていきます。

家庭での児童との関わりに対する保護者への意識啓発を図っていきます。

③ いじめ問題の防止・解消への取り組みを進めます。

いじめ問題の防止・解消のための学校内の指導体制を整え、校内の相談機関の活用、子どもや保護者との信頼関係の醸成により、問題解消に向けて取り組んでいきます。

いじめの早期発見・解消のため、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。

④ 不登校児童生徒への支援を進めます。

不登校となった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、登校支援を進めます。

⑤ 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みを進めます。

児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。

命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めていきます。

⑥ 健やかに育つ社会環境づくりを進めます。

子どもたちの心とからだをまもるため、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後安心して過ごせる場を充実させていきます。

⑦ 児童搾取防止の啓発活動を進めます。

児童買春や児童ポルノなど、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、子どもの権利擁護に関する啓発を進めます。

(3) 高齢者

～いつまでも安心して暮らし続けることができるまちづくり～

わが国では少子高齢化が急速に進んでおり、横須賀市でも、今後一層高齢化が進むものと予想されます。

このような高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やそのほか何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、介護保険をはじめとするさまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、高齢者が的確なサービスを受けることができなかったり、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者的人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかる見過ごすことのできない問題です。

横須賀市は、「よこすか高齢者保健福祉計画」・「よこすか地域福祉計画」に基づいて、「高齢者の尊厳を守り、地域とのきずなを保ちつつ、その人らしい生活を支援」し、「高齢者が、長寿であることを喜べるまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

① 高齢者の知識や経験などを活用・継承できる環境づくりを進めます。

高齢者が、豊かな知識、経験、技術を生かし、生きがいを持って暮らし続けることができるよう、高齢者の人材情報の登録など、その知識の活用・継承のための環境づくりを進めます。

② 高齢者虐待の早期発見、早期対応、防止に取り組みます。

高齢者虐待に関する相談窓口を設け、事前防止・早期発見・早期対応すべく、地域や関係機関と連携を図り、高齢者・介護者双方の支援に努めます。

市民や家族、介護に従事する人たちに、高齢者虐待防止の重要性や認知症の介護の問題について、正しく理解してもらうため、啓発活動を進めます。

③ 介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上を図ります。

いくつになっても、いきいきと暮らし続けることができるよう、介護予防の必要性の啓発に努めます。介護保険の要介護認定を受けていない高齢者には、さまざまな機会をとらえて生活状況等を把握しそれぞれにあった支援を行い、要介護認定を受けている高齢者に対しては、その介護度に応じたサービスを提供することで、要介護状態の重度化を防止し、生活機能の維持向上を図ります。

④ 住み慣れた地域での生活を支援します。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続するには、身近な場所での相談支援やサービスの提供が必要です。そのため、日常生活圏域を基本に地域包括支援センターを設置し、継続的かつ包括的な相談支援を行い、要介護状態になる前からの一貫したケアマネジメントを行っていきます。また、地域の保健、医療、福祉の関係機関等が連携して、高齢者を支える地域包括ケアの確立を目指します。

⑤ 高齢者の権利擁護を支援します。

日常生活や介護サービスの利用に係る高齢者の自己決定が最大限尊重されるよう努め、判断能力が不十分な方等に対しては成年後見制度を活用するなど、権利擁護を支援します。

⑥ 介護保険制度の啓発や研修などの充実を図ります。

充実した介護を行うため、地域、行政、サービス事業者等との連絡を密にするなど、地域での情報共有を推進し、連携に努めます。

適正な介護保険の運営を確保するために、公平かつ公正な要介護認定が行えるよう、職員等への研修を実施するほか、介護保険のさまざまな情報を公表し、制度に関する広報や啓発活動の実施、事業者に対する研修や指導などの充実を図ります。

⑦ 利用しやすい施設・設備づくりを進めます。

公共の施設・設備に対して、高齢者に限らず、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れた整備・改修を行っていきます。

⑧ 福祉教育の充実を図ります。

福祉関連施設や地域社会との連携を図り、高齢者への尊敬や感謝の心を育て、それを実践できるよう、子どものときから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。そして、市民一人ひとりが高齢社会を自らの問題としてとらえ、共に支え合う社会の構築を図ります。

※ **ユニバーサルデザイン**

施設などの設計を、文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などの違いや、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用できるものとすること。

(4) 障害者

～障害のある人もない人も共に支え合う、生きがいの感じられるまちづくり～

横須賀市は、平成9年(1997年)に第1期「よこすか障害者福祉計画 ハートフルプラン21」を策定し、順次見直しを行いながら、障害者施策を推進してきました。

この間、障害者を取り巻く社会状況や障害当事者の意識も変化してきており、これを受けて国においては、障害者基本法の改正、発達障害者支援法の制定、障害者自立支援法の制定など、さまざまな対応がなされています。

横須賀市においても、障害者が生涯を通じ一貫した支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的・計画的に施策を推進していくことが求められています。

横須賀市は、「ノーマライゼーション」^{※1}、「リハビリテーション」^{※2}、「エンパワメント」^{※3}の三つの考え方をよこすか障害者福祉計画の理念として掲げています。

これらの理念を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要なさまざまな支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

しかし、地域社会には、これを困難にしている都市環境などの物理的障壁(バリア)ばかりでなく、差別につながるような制度・意識上の障壁などさまざまなバリアが存在しております、これらを取り除いていく必要があります。

横須賀市は、これらの考え方に基づき、「障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を發揮することで自己実現をより可能とする社会」、「障害のある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加し、共に支え合う社会」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めています。

① 障害者の地域生活を支援します。

障害者が住み慣れた居宅や地域で、より安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスの充実、ケアホームなどの充実、移動支援の充実、住宅確保の支援、経済的自立の促進、余暇活動の支援、防災対策の充実を図ります。

② 保健・医療サービスの充実を図ります。

医療従事者への研修の実施、救急医療体制の充実、精神保健施策の推進などにより、障害者が受けられる保健・医療サービスの充実を図ります。

③ 相談支援・情報提供の充実を図ります。

障害者が身近な地域で相談や支援を受けられる体制を整備し、必要な情報の収集に努め、情報提供や相談員の専門研修の充実を図ります。

④ 障害児施策の充実を図ります。

障害児の経過検診の充実や障害児・慢性疾患児を持つ親の孤立の予防、地域の療育関係機関とのネットワークの構築などを進め、療育機能の充実を図ります。また、教育の面では、多様な障害に対応した支援体制の整備などの就学支援の充実や校舎のバリアフリー化^{※4}の推進など、教育体制の充実を図ります。

- ⑤ 働く場・活動の場の充実を図ります。
障害者の就労支援を充実させるとともに、国際交流も含めた活動の場の充実を図ります。
- ⑥ バリアフリーのまちづくりを進めます。
まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通などのハード面のバリアフリーや、差別・偏見のない心のバリアフリーを進めます。
- ⑦ 権利擁護システムの構築を進めます。
障害者が虐待や差別を受けることがなくなるよう、学校・社会教育の場で、人権思想や障害者福祉思想の普及・啓発に努めるとともに、財産権その他の障害者の権利擁護対策の充実を図り、権利擁護システムの構築を進めます。
- ⑧ 障害者福祉の推進基盤の整備を進めます。
難病対策や地域ケアの充実、障害者福祉施策の検討への当事者の参画、地域関係者との連携、ボランティア活動の育成など、障害者福祉を推進していくための基盤の整備を進めます。

※1 ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

※2 リハビリテーション

障害をもつことにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助。

※3 エンパワメント

自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力を付けていくという考え方。

※4 バリアフリー

障害のある人だけではなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

(5) 同和問題

～正しい理解と認識を持ち、差別や偏見のないまちづくり～

同和問題＝部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で、政策的に身分差別として形づくられてきたものです。明治時代に入り、制度上の差別はなくなりました。しかし、実際にはなお、一部の人たちが長い間さまざまな差別を受けてきています。

昭和44年(1969年)、政府は「同和対策事業特別措置法」を制定し、各種の特別対策を講じてきました。横須賀市においても、個人施策としての給付・貸付事業や、下水道や道路などの環境整備事業を行い、実態的差別の改善に成果を挙げてきました。

上記の特別措置法に始まる一連の法制度は、平成14年(2002年)をもって失効し、横須賀市も一般施策の中で対応することになりました。また、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めてきました。

しかし、全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。

横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

① 同和問題に関する正しい知識の普及・啓発活動を進めます。

同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、運動団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。

② 人権教育を進めます。

学校教育において、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心を育む教育を進めます。

③ 相談体制の充実を図ります。

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、運動団体が行う相談事業を支援するとともに、市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

④ 戸籍などの不正取得の防止に努めます。

就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。今後は、これを実効性のあるものとするよう、取り扱い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。

⑤ えせ同和行為の排除に努めます。

同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。

(6) 外国籍市民

～差別や偏見を持たず、それぞれが認め合う多文化共生のまちづくり～

横須賀市は、ペリー来航・開国之地、横須賀製鉄所建設の地・基地のまちとしての歴史的背景から、アメリカ合衆国やフランスをはじめとする外国との関わりが深く、平成9年(1997年)に策定した基本構想において、横須賀市の目指す都市像を「国際海の手文化都市」と定めています。

横須賀市では、近年、社会や経済の国際化の進展に伴って、外国人登録者数が増加を示しています。また、米海軍横須賀基地関係者と街中で日常的に触れ合う機会も多くあります。

このような状況の中、市の施策全般について、国際性への配慮がますます求められるようになってきています。ことに、来日間もない人々には、日本語で発信される情報が届きにくい状況もあり、特に医療や福祉、防災、子どもの教育、住居の確保などの面で、いっそうの支援が必要となっています。

横須賀市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」する市政を実現するため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めています。

① 行政情報の多言語化を進めます。

市が発信すべき多言語情報の調査、集約を行い、市ホームページや市民向け各種パンフレットなどの多言語化を進めるとともに、外国籍市民向けの総合生活情報パンフレットを作成するなど、多言語情報の充実を図ります。

② 相談・支援体制の充実を図ります。

外国籍市民がより安心して生活できるための支援として、外国籍市民向けの相談の充実を図るとともに、他の相談機関とのネットワークの構築を図ります。

③ 団体や地域との連携を深めます。

外国籍市民の生活に必要な情報の提供や相談の実施に当たっては、外国籍市民の生活を支援するNPO法人や各種ボランティア団体、外国籍市民コミュニティ、地域などとの連携を密にし、より有効な支援が行えるよう、ネットワークの構築を進めます。

④ 防災体制の構築を進めます。

災害発生時に避難、救援などの情報が届きにくい外国籍市民を支援するため、被災時の連絡体制を整えます。また、外国籍市民に向けた災害時対応の啓発事業を計画するほか、災害時多言語情報発信拠点の開設の検討を行うなど、災害時に外国籍市民が直面する問題を認識し、共通理解や支援体制の整備・確立を図ります。

⑤ 外国籍の子どもたちの就学を支援します。

日本語ができないために学校生活に支障をきたしている外国籍児童生徒に対し、国際教育相談員の配置や、日本語指導員を派遣し個別指導を行うなど、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

⑥ 外国籍市民の医療の確保や健康増進に関する情報提供に努めます。

医療費の支払いが困難な外国籍市民の救急医療を確保するための制度について、各医療機関への周知徹底を図ります。また、外国籍市民が、市の行う保健サービスの提供がより受けやすくなるよう、情報提供に努めます。

⑦ 国際化施策を推進します。

海外姉妹都市との交流、海外都市職員の研修受け入れ、国際交流員の採用などを通じた国際化施策を推進するとともに、「国際化」を職員の基本的素養として位置付け、研修や啓発の充実を図ります。

⑧ 外国籍市民の意見を伺います。

外国籍市民の意見が市政に反映されることを促進するため、その仕組みづくりを検討します。

⑨ 多文化共生の理解を促進します。

多文化共生社会を実現するため、日本文化体験教室や多文化共生講座、教員を対象とした国際理解を推進するための研修講座の開催など、さまざまな文化の理解の場・交流の場を積極的に提供します。

(7) 患者等

～患者本位の医療と健康増進のまちづくり～

市民の健康を保持・増進させ、良質な医療を提供することは、憲法第13条の「生命」権の保障、同第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を具体化することでもあります。

横須賀市では、この権利を擁護するため、市民病院、うわまち病院、保健所など、市民の健康保持・増進のための医療・保健機関を設置しています。

世界的に見ると、社会的な価値観の激変の中で、プライバシーの保護など個人の権利意識の高まりや、医療情報の増加、高齢者の増加などによる疾病構造の変化、技術の進歩による医療内容の変化などが、患者と医師の関係に変化をもたらしています。

医師と患者の関係は、支配・服従関係でも、一方通行的な関係でもなく、平等な人間関係に基づく信頼関係であることが基本です。

治療内容については、医師の専門家としての判断と裁量権が重要ではありますが、患者の生命・身体に関する最終的決定権は患者自身にあるという考えが、医療現場における根本原則と言えます。

また、エイズ^{※1}やハンセン病^{※2}などの感染症について、誤った知識や偏見、理解不足から生じる差別などの人権問題が生じています。

横須賀市は、このような変化を見据えながら、患者の自己決定権やプライバシーなどの人権を擁護し、良質な医療の提供に努めるとともに、市民の健康増進を図るためにさまざまな取り組みを進めています。

① 医療体制の維持・改善を図ります。

医療スタッフの不足に対処するため、人材の確保・育成や、相談窓口・ハード面の充実を図るとともに、生命の尊厳と人間性を尊重し、常に安全で適切な医療を提供するため、研修などを通じ、医療スタッフの人権意識・倫理の一層の向上を図ります。また、患者の生命に関わる救急医療体制の整備を進めます。

② 地域における医療連携を促進します。

うわまち病院および地域医療支援病院である市民病院と、地域のかかりつけ医との連携を促進し、医療機関ごとの機能や役割を分担することにより、患者の利便性や適切な医療の確保を図り、地域における医療サービスの充実を図ります。

③ 患者の自己選択に基づく医療の確保に努めます。

患者の自己選択に基づき医師との信頼関係の下に医療がなされるよう、インフォームド・コンセント^{※3}やセカンドオピニオン^{※4}の活用についての普及を図ります。

④ 病気に関する正しい知識の普及を進めます。

エイズやHIV^{※1}に関する正しい理解を深めるため、検査、相談、普及啓発のための研修会や広報活動の一層の充実を図るとともに、病気と薬、治療方法などについて啓発活動に努めます。また、難病患者およびその家族に対しては、相談事業、

療養支援の充実を図ります。

⑤ 相談体制の充実を図ります。

良質かつ適切な医療を提供するために、病院の相談窓口においては、患者を支援し代弁する立場として、患者やその家族からの苦情や提言を真摯(しんし)に受け止め、患者の権利・利益の擁護の視点から対応します。また、併せて相談に携わる職員の資質向上と相談体制の充実を図ります。

⑥ 市民の健康を増進します。

「まもる健康からつくる健康へ」を理念として、市民が安心して検診サービスが受けられるよう、予防医学の観点から、医療水準の維持向上に努めるとともに、健康づくりのため、適切な生活習慣を提案し、実践を支援します。

⑦ 個人情報を適切に管理します。

病院や保健所などの運営に当たっては、「横須賀市個人情報保護条例」の趣旨にのっとり、患者や来所者の個人情報の収集、保管、利用、提供、開示などの管理について、適正に行うとともに、プライバシーに極力配慮します。

※1 エイズ・HIV

HIV感染症とは、免疫機能障害を起こす疾患で、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。HIVの感染力は非常に弱く、正しい知識に基づく通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はない。

※2 ハンセン病

ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい病気として患者の強制隔離も行われたりした。現在は、適切な治療により完治することができる。

※3 インフォームド・コンセント

医師が治療を行ううえで十分な説明を行い、患者やその家族が納得し、自らが判断して、治療内容に同意すること。

※4 セカンドオピニオン

患者が治療上の重要な意思決定をする際に、それまでの診療結果、検査報告などの情報の提出を求め、それに基づいて他の医療機関の医師の意見を聞くこと。

(8) その他の人権課題

～さまざまな差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのないまちづくり～

近年、価値観の多様化や情報化の進展、経済的格差の拡大など、社会情勢の変化に伴って、新たな人権問題が生じています。あるいは、人権意識の高まりや当事者の取り組みなどに伴い、改めて顕在化した人権問題があります。

ホームレスや生活困窮者、婚外子（非嫡出子）、性的マイノリティ^{*1}への偏見や差別、犯罪被害者とその家族への肉体的・精神的・経済的侵害、刑を終えて出所した人や犯罪者の家族に対する差別や権利侵害、インターネット上の誹謗（ひぼう）・中傷や、個人情報の流出・漏えいによるプライバシーの侵害など、多くの問題が存在しています。

さらに、北朝鮮による拉致被害者とその家族、アイヌの人々の人権なども解決すべき問題として認識されています。

これらの問題は、人権尊重の意識が日常生活に根付いていないことを示すものであり、誤った知識や偏見による嫌がらせ・差別の根本的解決の難しさを示しています。

これらの人々に対する人権侵害を防ぎ、支援・救済を行うためには、法制度の整備や社会全体の理解を醸成する必要があります。

このため、横須賀市は、これらの問題に対する認識をさらに深め、法改正や社会情勢の変化などに応じた的確な施策を検討し展開していきます。また、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動や相談窓口での誠実な対応など、地方自治体としての役割を果たせるよう努めています。

① 刑を終えて出所した人や犯罪者の家族の人権

刑を終えて出所した人が偏見を持たれたり、その家族も同一視されたりすることがあります。これは、少年事件にも同様のことが起こり得ます。障害者が罪を犯してしまった場合や、触法少年となってしまった場合には、福祉の問題も関わって、さらに問題が複雑化します。犯した犯罪は、償わなければなりませんが、罪を償った人がやり直すことができる社会を構築しなければなりません。

生活基盤の確立・就労などを含め、更生保護団体などと協働して、彼らの更生を支援するプログラムなどの作成を国などの関係機関に働き掛けていく必要があります。

② 犯罪被害者およびその家族の人権

犯罪被害者は、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的、時間的負担を負わされたうえ、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮など、被害後生じる問題に苦しめられると言われています。また、周囲の人々の無責任な噂話やメディアによる行き過ぎた取材・報道によってプライバシーを侵害され精神的被害を受けることもあります。

犯罪被害者とその家族に対する支援については、昭和55年（1980年）「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、経済的な支援がなされてきましたが、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が明文化され、犯罪被害者等のための施策が総合的、計画的に進められることとなりました。

横須賀市は、同法の理念に基づき、相談窓口の充実など、犯罪被害者等の支援を進めています。

③ インターネットによる人権侵害

インターネットに起因する凶悪犯罪が多発しています。

大人の世界のみならず、子どもの社会にも中傷被害などが広がり、いじめ・不登校・自殺などにつながることが懸念されています。

インターネットなどのメディアによる人権侵害を予防するために、各学校が積極的に情報リテラシー^{※2}の教育や啓発を進めるとともに、家庭や地域、企業等との連携を図り、社会全体で防止できるよう努めます。

④ 性的マイノリティの人権

例えば、性同一性障害者^{※3}は、現在、日本全国で約5千人いるとも言われています。性同一性障害に対する救済制度として「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定されましたが、この法律の適用対象となっている人は1割程度と言われています。社会における現状は、性同一性障害者を受け入れる環境がいまだ整っているとは言えない状況にあります。

さまざまな性的マイノリティに対して、「ふつう」ではないとして、偏見を持ち、差別、蔑視し排除することなくし、社会の多数派と異なる生き方を認める社会を構築していく必要があります。

⑤ 路上生活者(ホームレス)・生活困窮者の人権

横須賀市では、NPOなどの協力により、路上生活者の生活保護への移行も含めた、自立につながる定住促進を行っており、一定の成果を挙げています。しかし、いまだに支援を拒否する人もあり、根気よく説得を続けています。今後は、ホームレスを生まない社会の構築を目指すとともに、偏見や差別をなくし、支援に対する市民の理解や共生意識を醸成するための啓発を行っていく必要があります。

また、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」で定義されない生活困窮者に対しても、各相談機関との連携など、社会的なつながりを構築するための息の長い支援策を検討していく必要があります。

⑥ 就労支援を必要とする人の人権

全国的に求人件数が求職者数を下回る状況が続いています。近年は、若年層を中心とした安定的な雇用の促進が求められています。

働く意欲のある人が仕事を得て、自らの幸福を追求していくことができる社会の構築が望されます。

このような中、国や県などを中心として、さまざまな取り組みがなされています。横須賀市においても、これらとの連携を図りながら、就労情報の広報、母子家庭などに対する自立支援セミナーの開催、雇用を行う中小企業に対する助成、ひとり親

家庭や障害者への就労支援などの支援を行っています。

今後も引き続き、国・県・企業などとの連携のもと、就労支援の充実を図っていく必要があります。

⑦ 職場における人権侵害

企業にとって、従業員は最も重要な財産です。職場において、従業員の人権が尊重されることにより、働きやすい職場が築かれ、組織の活性化や成熟につながっていきます。

職場におけるいじめや、個人情報の不適切な管理などの発生を防止し、問題が起ってしまった場合、迅速かつ誠実な対処をすることが求められます。

そのため、関係機関と連携して、各事業所に対する啓発活動を行う必要があります。

⑧ 婚外子の人権

婚姻外の関係の中で生まれてきた婚外子は、「嫡出でない子」という「社会的身分」から、それを理由として中傷、侮蔑、差別され、人としての尊厳が侵害されていることがあります。子どもは、その社会的身分について何の責任もなく、自らの意志や努力によって変えることはできません。

婚外子であることを理由とした差別のない社会が構築される必要があります。

※1 性的マイノリティ

性的少数者と訳される。性同一性障害者や同性愛者、性分化疾患者など、性をめぐって、社会的に差別を受ける恐れのある人々の総称。

※2 情報リテラシー

コンピューターを使いこなし、インターネットなどから情報を取捨選択し、処理、活用する能力。リテラシーの本来の意味は、読み書き能力のこと。

※3 性同一性障害者

性別に関する自己意識と身体上の性別とが一致せずに苦しむ人たち。

※「両性具有」を「性分化疾患」に改めました。（平成27年2月）

第4章 今後の人権施策推進に向けて

この指針は、横須賀市が目指す人権施策の方向性を指し、各分野の施策の企画・立案・実施・見直しなどに際して、人権擁護という欠くべからざる視点を与えるためのものです。また、日常の業務の遂行に当たっての行動のガイドラインともなるものです。

人権の保障は、常に課題であり、目標であり続けます。従って、今後進めていく人権施策は、常に見直しを行い、改善していくなければなりません。

そのため、人権擁護にかかわる取り組みを人権尊重の理念にのっとり、総合的かつ効果的に進めていくための仕組みづくりについて、検討を行います。

1 庁内推進体制の整備

複合化する人権問題への対応など、部局間の連携を高め、人権施策を総合的に推進するための府内体制を整備します。

2 第三者評価機関の設置

市の施策・事業について、人権擁護の観点から評価し、必要な提言などを行う第三者評価機関を設置します。

3 人権施策推進指針の見直し

指針の内容は、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く状況を見据えながら、必要に応じて見直します。

資 料 編

	ページ
日本国憲法(関係条文)	25
地方自治法(関係条文)	27
地方公務員法(関係条文)	27
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	28
世界人権宣言(前文)	29
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(前文)	30
市民的及び政治的権利に関する国際規約(前文)	30
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(前文)	31
児童の権利に関する条約(前文)	33
障害者の権利に関する条約(前文)	34
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(前文)	36
(仮称)人権施策推進指針検討プロジェクトチーム設置要綱	37
(仮称)人権施策推進指針検討プロジェクトチーム構成員名簿	38
(仮称)人権施策推進指針検討プロジェクトチーム検討経過	39

日本国憲法(関係条文)

公 布：1946年11月3日
施 行：1947年5月3日

第10条【日本国民の要件】日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の享有と性質】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界】すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勳章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【請願権】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【国及び公共団体の賠償責任】何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条【奴隸的拘束及び苦役からの自由】何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【信教の自由、国の宗教活動の禁止】信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由】何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】学問の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条【生存権、国の生存権保障義務】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権の保障】財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第97条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条【憲法尊重擁護の義務】天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

地方自治法(関係条文)

公 布：1947年4月17日

1999年7月13日改正により条文追加

第1条の2【地方公共団体の役割、国と地方公共団体の役割分担】地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

- 2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにしなければならない。

地方公務員法(関係条文)

公 布：1950年12月13日

(平等取扱の原則)

第13条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならず、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第16条第5号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

公 布：2000年12月6日

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

世界人権宣言(前文)

国連採択：1948年12月10日

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(前文)

国連採択：1966年12月16日
日本批准：1979年6月21日

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約(前文)

国連採択：1966年12月16日
日本批准：1979年6月21日

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めすることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべての者がその経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(前文)

国連採択：1979年12月18日
日本批准：1985年6月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

児童の権利に関する条約(前文)

国連採択：1989年11月20日
日本批准：1994年4月22日

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるることを宣言し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができるることを宣言したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約(特に第23条及び第24条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特に第10条)並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則)及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

障害者の権利に関する条約(前文)

国連採択：2006年12月13日
日本署名：2007年9月28日

この条約の締約国は、

- (a) 国際連合憲章において宣言された原則が、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
- (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるることを宣言し、及び合意したことを認め、
- (c) すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
- (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及びすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
- (e) 障害が、発展する概念であり、並びに障害者と障害者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
- (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
- (g) 持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、
- (h) また、いかなる者に対する障害を理由とする差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) すべての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に又は潜在的に貢献していることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、

- (n) 障害者にとって、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び自立が重要であることを認め、
- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、原住民としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある児童が、他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、
- (t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、
- (u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、
- (v) 障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境、健康及び教育並びに情報及び通信についての機会が提供されることが重要であることを認め、
- (w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに人権に関する国際的な文書において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、
- (x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、
- (y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、
- 次のとおり協定した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

国連採択：1965年12月21日
日本加入：1995年12月15日

この条約の締約国は、

国際連合憲章がすべての人間に固有の尊厳及び平等の原則に基づいていること並びにすべての加盟国が、人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励するという国際連合の目的の一を達成するために、国際連合と協力して共同及び個別の行動をとることを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人がいかなる差別をも、特に人種、皮膚の色又は国民的出身による差別を受けることなく同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるることを宣言していることを考慮し、

すべての人間が法律の前に平等であり、いかなる差別に対しても、また、いかなる差別の扇動に対しても法律による平等の保護を受ける権利を有することを考慮し、

国際連合が植民地主義並びにこれに伴う隔離及び差別のあらゆる慣行（いかなる形態であるかいかなる場所に存在するかを問わない。）を非難してきたこと並びに1960年12月14日の植民地及びその人民に対する独立の付与に関する宣言（国際連合総会決議第1514号（第15回会期））がこれらを速やかにかつ無条件に終了させる必要性を確認し及び厳肅に宣言したことを考慮し、

1963年11月20日のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言（国際連合総会決議第1904号（第18回会期））が、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し並びに人間の尊厳に対する理解及び尊重を確保する必要性を厳肅に確認していることを考慮し、

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は実際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、

人種、皮膚の色又は種族的出身を理由とする人間の差別が諸国間の友好的かつ平和的な関係に対する障害となること並びに諸国民の間の平和及び安全並びに同一の国家内に共存している人々の調和をも害するおそれがあることを再確認し、

人種に基づく障壁の存在がいかなる人間社会の理想にも反することを確信し、

世界のいくつかの地域において人種差別が依然として存在していること及び人種的優越又は憎悪に基づく政府の政策（アパルトヘイト、隔離又は分離の政策等）がとられていることを危険な事態として受けとめ、

あらゆる形態及び表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なすべての措置をとること並びに人種間の理解を促進し、いかなる形態の人種隔離及び人種差別もない国際社会を建設するため、人種主義に基づく理論及び慣行を防止し並びにこれらと戦うことを決意し、

1958年に国際労働機関が採択した雇用及び職業についての差別に関する条約及び1960年に国際連合教育科学文化機関が採択した教育における差別の防止に関する条約に留意し、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現された原則を実現すること及びこのための実際的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

(仮称)人権施策推進指針検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 人権尊重の理念に基づき、施策推進の方向性を明らかにする（仮称）人権施策推進指針の策定に資するため、事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）第75条の規定に基づき、庁内に（仮称）人権施策推進指針検討プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事項について、関係する課と調整を行い、（仮称）人権施策推進指針の草案を策定する。

- (1) 人権一般
- (2) 女性の人権
- (3) 子どもの人権
- (4) 高齢者の人権
- (5) 障害者の人権
- (6) 同和地区関係者の人権
- (7) 外国籍市民の人権
- (8) 患者の人権
- (9) その他必要な事項

(組織)

第3条 チームは、別表に掲げる職員を構成員として組織する。

(チームのリーダー等)

第4条 チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダーは市民部人権・男女共同参画課長を、サブリーダーはリーダーが指名する構成員をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議は、リーダーが招集する。

2 チームは、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、市民部人権・男女共同参画課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係） 略

(仮称)人権施策推進指針検討プロジェクトチーム構成員

役 職	氏 名
総務部人事課長	竹 内 英 樹
企画調整部国際交流課長	松 本 義 弘
市民部人権・男女共同参画課長	小 磯 功
健康福祉部障害福祉課長	鈴 木 敏 和
健康福祉部高齢者福祉担当課長	濱 田 千 入
こども育成部こども青少年支援課長	川 田 功
こども育成部児童相談所副所長	高 橋 ゆきえ
経済部雇用労働・Y R P 担当課長	山 岸 哲 巳
病院管理部総務課長	小 川 隆
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長	永 塚 高 行
教育委員会事務局生涯学習部学校教育課長	中 山 俊 史
計	11名

プロジェクトチーム検討経過

【第1回】

1 日 時

平成20年7月10日(木) 14時～15時

2 協議・検討事項等

- (1) サブリーダーの選任について
- (2) 経過について
- (3) 指針策定スケジュールについて
- (4) 指針の編集方針について
- (5) その他

【第2回】

1 日 時

平成20年8月20日(水) 9時30分～12時15分

2 協議・検討事項等

- (1) 指針初校について
- (2) その他

【第3回】

1 日 時

平成20年9月24日(水) 14時～16時10分

2 協議・検討事項等

- (1) 指針草案について
- (2) その他



YOKOSUKA

平成21年(2009年) 6月発行
発行：横須賀市
編集：市民部人権・男女共同参画課
電話：046-822-8219(直通) Fax. : 046-822-4500
e-mail : we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

- この冊子は、〇〇部作成し、1冊当たりの単価は、〇〇円です。
- この冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく平成21年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。